

○宜野湾市景観条例

平成27年12月22日

条例第38号

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 景観計画等（第6条～第8条）

第3章 行為の規制等（第9条～第18条）

第4章 景観重要建造物等（第19条～第21条）

第5章 良好な景観の形成に向けたその他施策（第22条～第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の景観について必要な事項を定めることにより、市域の良好な景観づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

（1） 市民等 市内に住所を有する者又は市内に土地若しくは建築物等を所有する者をいう。

（2） 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 法第2条に規定するもののほか、法第8条に基づき策定された景観計画（以下「景観計画」という。）に定める基本理念及び基本目標の実現を念頭に置き、地域の特性を活かしながら、市民等、事業者及び市が協働して良好な景観の形成に取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、良好な景観の形成を推進するための総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民等及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民等及び事業者の理解と協力を得るための必要な措置を講じなければならない。

3 市は、建築物の建築等、建築物以外の工作物の建設等その他の行為を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たさなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが景観を形成する施策を担う主体であることを自覚し、自主的かつ積極的に役割を果たすよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、市が法及びこの条例により実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画等

(計画の変更)

第6条 市が定めた景観計画を変更する際に行う手続は、法第9条に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 景観計画の変更に当たっては、市民等及び事業者の意見を反映させるため、意見公募、説明会等必要な措置を講じるものとする。

(2) 景観計画の変更に当たっては、あらかじめ、第22条に規定する宜野湾市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(3) 市長は、景観計画を変更したときは、遅滞なく、その内容を公表するものとする。

2 市は、景観計画の変更に当たっては、法第8条第5項から第11項までに規定するもののほか、既存の関連計画との整合性に留意しなければならない。

(他の計画との関連)

第7条 市が、都市の整備に関する計画又はこれに類する計画を策定するときは、

景観計画との整合性に留意しなければならない。

(景観形成重点地区の指定)

第8条 市長は、景観の保全又は創出を重点的に推進する必要があると認める地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定するものとする。

2 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の市民等、事業者及び審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、重点地区を指定したときは、速やかにこれを告示するものとする。

4 前2項の規定は、重点地区の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

第3章 行為の規制等

(届出を要する行為の追加)

第9条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

2 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(届出を要しない行為の追加)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
ただし、重点地区内においては、第1号を除くものとする。

(1) 別表第2に該当しない行為

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な景観に影響を及ぼさないと市長が認める行為

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち色彩に関する行為のみとする。

(届出の対象とならない行為の景観計画への適合)

第12条 法第16条第1項第1号から第3号まで並びに景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第4条第1号、第2号及び第4号に掲げる

行為（法第16条第1項の規定による届出を要しない行為に限る。）をしようとする者は、当該行為が景観計画に定める法第8条第2項第2号の規定に基づく基準に適合するよう努めなければならない。

（事前協議等）

第13条 法第16条第1項第1号から第3号まで並びに政令第4条第1号、第2号及び第4号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に係る設計等に着手する前に、その計画内容の良好な景観の形成に関する事項について、あらかじめ、市に相談することができる。

2 市は、前項の相談があったときには、相談を行った者に対し、良好な景観の形成に関する必要な情報を提供するものとする。

3 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより事前協議を行わなければならない。

（指導又は助言）

第14条 市長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な指導又は助言をすることができる。

（勧告又は変更命令）

第15条 市長は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、その者が当該指導又は助言に従わないときは、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定により勧告又は命令をすることができる。

2 市長は、前項に規定する勧告又は命令をしようとする場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

（公表）

第16条 市長は、前条第1項の命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項に規定する公表をしようとする場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者

に意見陳述の機会を与えなければならない。

(既存の建築物等に対する要請)

第17条 市長は、良好な景観の形成を図る上で著しく支障があると認める建築物及び建築物以外の工作物を所有し、又は管理する者に対し、良好な景観の形成を図るための要請をすることができる。

(完了届)

第18条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定)

第19条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定し、又は法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要公共施設の指定)

第20条 市長は、法第8条第2項第4号ロの規定による景観重要公共施設を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(良好な景観の形成に貢献する公共施設の整備)

第21条 市長は、公共施設の整備を行うに当たっては、国、県等による公共施設の景観形成に関する指針を遵守するものとする。

2 市長は、良好な景観の形成を図るため、必要があると認めるときは、公共施設の整備に当たっての市独自の景観形成に関する指針を定めるものとする。

第5章 良好な景観の形成に向けたその他施策

(宜野湾市景観審議会の設置)

第22条 市に審議会を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属することとされたもののほか、次に

掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 法第15条に規定する景観協議会の組織に関する事項
- (2) 法第61条に規定する景観地区に関する都市計画の指定に関する事項
- (3) 法第81条に規定する景観協定の締結、変更又は廃止に関する事項
- (4) 法第92条に規定する景観整備機構の指定又は取消しに関する事項
- (5) その他良好な景観の形成に関する重要事項

3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(宜野湾市景観アドバイザーの設置)

第23条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、技術的な指導、助言等を行う者として、宜野湾市景観アドバイザーを置くことができる。

(国等に対する協力の要請)

第24条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体又はその他公共的団体に対し、協力を要請するものとする。

(啓発・広報活動)

第25条 市長は、市民等及び事業者の景観に関する意識の高揚及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(表彰)

第26条 市長は、良好な景観の形成に貢献した個人又は団体を表彰することができる。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

行為の種類
土地の形質の変更
木竹の伐採
屋外における物件の堆積

別表第 2（第10条関係）

行為の種類		規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	延べ面積（増築にあつては、増築後の延べ面積とする。）が500m ² 又は高さ（増築にあつては、増築後の高さとする。）が13mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外観面積の1／3を超えるもの
工作物	新設、増築、改築若しくは移転	擁壁、垣（生垣を除く。）、柵、塀その他これらに類するもの
		彫像、記念碑その他これらに類するもの
		煙突、排気塔その他これらに類するもの
		鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの
		電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔その他これらに類するもの
		高さが5mを超えるもの
		築造面積（増築にあつては、増築後の築造面積とする。）が500m ² 又は高さ（増築にあつては、増築後の高さとする。）が13mを超えるもの

	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
	自動車車庫の用に供する立体的な施設	
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
	污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
	墓地	
	太陽光、風力その他再生可能エネルギー源を利用した発電設備	
	電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの	高さが20mを超えるもの
外観を変更することとなる修繕若し		上記の規模に該当する建築物の

	くは模様替又は色彩の変更	うち、外観の変更の範囲が外観面積の 1 / 3 を超えるもの
都市計画法（昭和43年法律第100号）第 4 条第12項に規定する開発行為		当該行為に係る土地の面積が500m ² を超えるもの又は高さが5 mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
土地の形質の変更		当該行為に係る土地の面積が500m ² を超えるもの又は高さが5 mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
木竹の伐採		当該行為に係る土地の面積が500m ² を超えるもの
屋外における物件の堆積		当該行為に係る期間が90日を超えて継続し、かつ、その用途に供する土地の面積が500m ² を超えるもの又は堆積の高さが5 mを超えるもの